

30 監 査 第 173 号
平成 30 年 3 月 26 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 神 野 博 史

同 鈴 木 喜 博

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

平成30年2月24日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

平成30年2月24日付けで請求人から提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は次のとおりと認めた。

昭和46年10月18日、A寺は、岡崎市藤川町地内の土地178,785㎡（その大部分が砂防法に基づく砂防指定地であり、かつ、その全体が都市計画法に基づく市街化調整区域である。）について、愛知県知事から都市計画法に基づく開発許可及び砂防法に基づく愛知県砂防指定地管理規則の許可を受けた。ただし、A寺に進入する私道（幅9m、長さ約400m）は、利害関係人ら全員の同意書の取得ができなかったため、許可申請から除外した。なお、都市計画法に基づく変更許可は岡崎市長から受けている。

しかし、当該私道は、現実には砂防法規則の許可も都市計画法の許可も受けていないのに、道路とか水路を付け替えたり色々と工作したりしたかに見受けられるとおりに、現状は砂防法及び都市計画法の許可を受けた様に変貌している。

また、A寺は、第二納骨堂を建設し、平成30年2月15日に新聞広告を掲載して何も知らない信者から永代供養費等を集める目的で、当該私道が無許可であること（当該事実を愛知県知事や岡崎市長らは知っていた。）を隠し、金員を搾取した。

愛知県知事と岡崎市長らは、無許可の私道の大部分が砂防指定地に指定され、また、全体が市街化調整区域に指定されていることを十分承知の上で、愛知県砂防指定地管理規則に基づく原状回復命令や、都市計画法による私道撤去命令等の措置を一切なさず長年放置し、また、A寺を積極的に擁護するのは、A寺と共犯であり、法律的には、A寺が信者から騙し取った永代供養費の返済義務が愛知県知事や岡崎市長らにも発生することとなるので、これを防止するために必要な措置を講ずることを請求する。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は次のとおりである。

1 本県の財務会計上の行為が違法又は不当であることの摘示について

(1) 法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当

該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できるとする制度である。

したがって、住民監査請求においては、請求人が違法又は不当と主張する財務会計上の行為又は怠る事実について、なぜそれが違法又は不当であるのか、その理由あるいは事実を具体的に摘示する必要がある。

- (2) 請求人は、信者が納めた永代供養費について愛知県知事や岡崎市長らにも返済義務が発生することになるため、これを防止するために必要な措置を講ずべきことを求めているが、無許可で設置された私道を長年放置しているのは不当であると主張するのみである。

法令上の許可を得ないまま行われた開発行為に対して、所管の行政庁が法令に基づき行う改善命令等の措置は、いわゆる行政行為であって、請求人はその行政行為を怠っている事実を主張しているが、これは住民監査請求の対象には当たらない。

- (3) また、請求人は、そのほかには違法又は不当な公金の支出、財産の管理を怠る事実等があることについて一切摘示していない。よって、本件住民監査請求においては、本県の財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であることが摘示されているとは認められない。

2 結論

以上により、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法である。